

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
別府市	大所地区	令和3年2月	

1 対象地区の現状 (h a)

①地区内の耕地面積	10.3
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	8.7
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.5
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.2
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.2
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>人口の減少や高齢化の進行による担い手不足、鳥獣被害の増加等（H30年度鳥獣被害 14百万円（別府市全体））によって、棚田の保安全管理が困難になってきており、平成27年の耕作放棄地面積は123 h a（別府市全体）となっている。</p> <p>集中豪雨の際には棚田に雨水が一時的に貯留されるなど、洪水防止機能を果たすとともに、日々の棚田の維持管理を通じて土砂流出防止機能を果たしているため、棚田の耕作を継続しようとしているが、年々、棚田の保安全管理が厳しくなっており、担い手や後継者の確保、鳥獣被害対策が営農上の最大の課題となっている。</p> <p>また、担い手等の人材不足の解消のため、移住・定住の促進に向けた取組を行いたいと考えているものの、空き家の活用や起業支援などを通じた移住・定住者用の住居や働き口の確保が大きな課題となっている。</p>
---

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>令和元年8月の指定棚田地域認定に伴い、別府市市街地周辺多面的機能保全活動組織等を中心として農地の保全を図る。</p> <p>また、担い手等中心的経営体へ農地の集積を図るとともに新規就農者や農業後継者の育成を図る。</p>
---

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称・年齢)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	A	野菜	0.8 ha	野菜	0.8 ha	大所
	B	水稲・野菜	0.2 ha	水稲・野菜	0.2 ha	大所
	C	野菜	0.5 ha	野菜	0.5 ha	大所
	D	水稲・野菜	0.7 ha	水稲・野菜	0.7 ha	大所
	E	水稲・野菜	1.5 ha	水稲・野菜	1.5 ha	大所
	F	水稲・野菜	0.4 ha	水稲・野菜	0.4 ha	大所
計			4.1 ha		4.1 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>○ 農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、1.2haとなっている。 現在貸付を行っている農地は 1.5haになっている。</p>
<p>○ 農地中間管理機構の活用方針 (令和2年4月より農業振興地域外でも農地中間管理機構の利用が可能。) 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。</p>
<p>○ 基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るとともに、水路や農道の維持保全活動に取り組む。</p>
<p>○ 鳥獣被害防止対策の導入方針 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放任果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>